

# ちっごプレミアム商品券登録店申込書兼誓約書

(※ 前回から登録店については自動更新となっております。変更事項や登録店の取り止めを希望される場合は事務局までご連絡ください。)

当該事業の登録にあたって、下記の商品券取り扱い事項や発行団体の定める指示を厳守するとともに、不正換金等の行為は絶対に行わないことを誓約し申込みいたします。

筑後商工会議所 会頭 玉木康裕 殿

令和 4年 月 日

フリガナ			
事業所名または店舗名 (チラシ等に掲載する名称)			
フリガナ			
代表者名			印
所在地	筑後市		
取扱品			
TEL / FAX	TEL		FAX

## ● 換金振込口座(前回まで登録店の方は、ご希望の換金振込口座に変更がない場合は記入不要)

換金振込口座 (但し、ゆうちょ銀行、 JAバンクを除く)	銀行・信用金庫		支店
	普通預金・当座預金	口座番号	
	フリガナ		
	口座名義		

### (1) 商品券の取り扱い

登録店は「ちっごプレミアム商品券」を持参した方に対し、商品券有効期間内に限り券面記載額相当の商品の販売またはサービスの提供を行ってください。

【商品券有効期限：令和4年7月31日（日）まで】

### (2) 当所が対象外と指定する商品等

- ①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、たばこなど換金の高いもの
- ②「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ③遊技場等
- ④国や地方公共団体等への支払い
- ⑤業務用仕入（事業用資産の建築・リフォーム代金含む）、手形決済

### (3) 留意事項

- ①商品券による購入の場合、つり銭は出ません。
- ②期間途中での登録店の取り消しはできません。
- ③偽造券の疑いがある場合は、受取を拒否し、直ちに筑後商工会議所へご連絡ください。
- ④自らが購入した商品券を換金することはできません。
- ⑤1回のお買い物で使用できる商品券は25万円を限度とします。

注) ご記入いただいた情報は商工会議所からの各種連絡のために利用することがあります。  
(会議所記入欄)

受付日		事業所番号		登録番号	
-----	--	-------	--	------	--